

日田市ソーシャルメディア運用ガイドライン

1. 目的

日田市は、日田市が持つ魅力をよりわかりやすく・より手軽に、また緊急時には迅速に情報を届けるための手段としてソーシャルメディアを活用した情報発信に取り組むこととする。日田市ソーシャルメディア運用ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、市民と市が情報や課題を共有し、ともに考えていくことを推進する上で、日田市が公式の情報発信手段の一つとしてソーシャルメディアを運用するに当たり必要な項目について定めるものとする。また、「日田市自治基本条例」における情報共有の考えに基づき、必要に応じて市民参画及び協働による運用を検討することとする。

2. 運用に当たっての基本原則

- (1) 地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員の服務に関する規定等を順守し、職員としての自覚と責任を持った情報発信を行うこと。
- (2) 発信する情報は、信頼性を確保し正確に記述するとともに、誤解を与えないような内容に務めること
- (3) ウェブアクセシビリティ（※）に配慮した投稿を行うこと。
- (4) 利用するソーシャルメディアの利用規約を順守すること。

（※）ウェブアクセシビリティ：高齢者や障がい者を含めた誰もがホームページを支障なく利用できること

3. 運用するソーシャルメディアの種類

情報発信等のために運用できるソーシャルメディアの種類は、フェイスブック、ユーチューブ、インスタグラム、ツイッター、LINEとする。

4. 管理者と運用主体

管理者は日田市企画振興部地方創生推進課長とし、運用主体は日田市企画振興部地方創生推進課とする。

5. 定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 投稿者 ソーシャルメディアを活用して市の情報を発信する次のものをいう。

ア 地方創生推進課職員

イ 地方創生推進課長が承認するその他の所属課の職員

2 ソーシャルメディアを運用しようとする所属長は、ソーシャルメディアを運用するにあたり運用開始申請書（別紙①）を管理者に提出すること。またフェイスブックを運用しようとする所属長は、フェイスブックを運用するにあたり情報発信年間計画書（別紙②）及び情報発信年間報告書（別紙③）を管理者に提出するものとする。

(2) 利用者 市が運用するソーシャルメディアを閲覧し利用する市民等のことをいう。

6. 適用範囲

本ガイドラインは、投稿者及び利用者に適用される。

7. 運用時間帯

原則として、開庁時間内（平日の午前8時30分～午後5時）に投稿者が必要に応じて投稿する。なお、次に挙げる内容については、この時間帯以外にも投稿することができるものとする。

- (1) 災害等緊急情報に関する内容
- (2) その他管理者が必要と認めた内容

8. 返信の有無

市が運用するソーシャルメディアの掲載内容に対して利用者から投稿があった場合、原則として返信を保証するものではない。市への意見や質問は日田市ホームページ「お問い合わせ」又は各ページの「お問い合わせフォーム」から受け付けるものとする。

2 利用者からの投稿が苦情等の場合も前項同様とし、その内容が誹謗・中傷の場合は管理者が削除する。

(※)「お問い合わせ」ページアドレス <https://www.city.hita.oita.jp/cgi-bin/inquiry.php/15>

9. 投稿における禁止事項

投稿者は、市が運用するソーシャルメディアを利用するに当たり、下記の事項に該当する内容の投稿（リンクを含む）を禁じる。また、利用者が投稿する場合も同様とし、管理者が禁止内容の投稿があったと判断した場合、事前に通告することなく投稿の削除や利用制限を行うものとする。

- (1) 日田市又は第三者を誹謗・中傷し、又は名誉もしくは信用を傷つけるもの
- (2) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (3) 本人の承諾なく個人情報の特定・開示・漏えい等プライバシーを侵害するもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 法律、法令等に違反する内容、又は違反するおそれがある内容
- (6) 意思形成過程の情報を含むもの（市が意見等を求める場合を除く）
- (7) 日田市又は第三者の著作権、商標権、肖像権など知的所有権を侵害するもの
- (8) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似するもの
- (9) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (10) 有害又は違法なプログラム等
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他、市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むページへのリンク

10. 誤った情報を発信した場合の対処

- (1) 投稿者が誤った情報を投稿した場合、原則として一度投稿した記事は削除しない。投稿内容に誤り等があった場合は該当ページにその旨を明記し、別途修正記事を投稿することとする。但し前項に示す内容を含む場合はこの限りでない。
- (2) 利用者が誤った情報を投稿し、管理者が誤りの投稿があったと判断した場合、事前に通告することなく該当する投稿を削除又は訂正するものとする。

11. トラブル対応

- (1) 投稿者や利用者の投稿によって、意図せずして誤解が生じたり、他者に対し不利益が生じたりした場合は、その事実を率直に認めて早急に訂正するなど、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努める。
- (2) 投稿者や利用者の投稿によって、いわゆる「炎上」と呼ばれる事態が発生した場合は、誠実に対応し事態の収拾に努める。
- (3) 市が運用するソーシャルメディアへの不正アクセス、脅迫や詐欺の疑いのある書き込み等、犯罪被害又はそのおそれが発生した場合は、関係部署や警察等の関係機関に速やかに連絡・相談するとともに、事態の収拾に努める。

12. 著作権

- (1) 市が運用するソーシャルメディアに掲載している個々の情報（文章、写真、イラストなど）に関する著作権は日田市あるいは日田市以外の原作者等に帰属する。
- (2) 市が運用するソーシャルメディアの内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合及び転載の対象となる記事内容を改編せず、また出所を明記する場合を除き、無断で複製・転載することを禁ずる。

13. 個人情報の取り扱い

市が運用するソーシャルメディアで取得した個人情報については「日田市個人情報保護条例」を適用し、適正な管理とプライバシーへの十分な配慮をすること。

14. 免責事項

- (1) 市が運用するソーシャルメディア及び市が運用するソーシャルメディアをリンクもしくはシェアしている他団体や個人のウェブサイト及びフェイスブックページ等の情報について、またそれらを利用したことにより生じたいかなる損害について市は一切の責任を負わない。
- (2) 利用者が投稿した内容について市は一切の責任を負わない。また、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルによって、利用者又は第三者に生じた損害について市は一切の責任を負わない。
- (3) システム障害、保守などにより事前に通知することなく、市が運用するソーシャルメディアの運用を停止する場合がある。

15. その他

本ガイドラインは、予告なく内容を変更する場合があります。

16. ガイドラインの運用

このガイドラインは、平成27年10月15日から運用する。

平成28年4月1日 一部改定

平成28年7月1日 一部改定

平成29年4月1日 一部改定

平成29年7月1日 一部改定

平成30年7月1日 一部改定

平成30年10月10日 一部改定

令和2年2月25日 一部改定

別紙①

(公印省略)

〇〇第 号
年 月 日

地方創生推進課長様

〇〇課長 〇〇〇〇

ソーシャルメディア運用開始申請書

担当者職氏名	
ページタイトル	
利用目的	
発信情報の内容	
その他	
運用開始予定時期	

※運用は、「日田市ソーシャルメディア運用ガイドライン」に沿うものとします。

情報発信年間計画書【〇年度】

【〇〇〇課】

日付	タイトル (予定)
毎週1～2回	〇〇について
毎月1回	〇〇委員会の取り組み、会議の様子
4月下旬	〇〇イベントの募集、準備の様子
6月上旬	〇〇イベントの結果

※情報発信年間計画の投稿数が月2～3回の場合は、ソーシャルメディアの運用を許可することができない場合があります。目安として、週2～3回の情報発信を計画してください。

